

## 「静岡市からの建築計画概要書における注意事項」について

このたび、建築計画概要書の内容について、静岡市より指摘された注意事項をまとめましたので、お知らせします。提出書類のチェックを十分おこなってください。

### 記

1. 建築計画概要書において、第二面(建築概要)と第三面(配置図、付近見取図)との整合をとってください。特に次に記載する事項について数値等の不整合が多いため、注意をお願いします。
  - ・ 最高の高さ、道路幅員、道路と敷地とが接している部分の長さ
2. 用途地域が誤っている場合があります。都市計画情報インターネット提供サービス等で再度チェックをおこなってください。
3. 配置図において、建築基準法第 42 条第 2 項道路該当物件において、2 項道路照合印を受けていない場合があります。2 項道路の照合印の合議を徹底してください。
4. 配置図において、建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号道路の場合は、必ず指定番号・指定年月日を確認し、出来れば指定番号・指定年月日も記載してください。

#### 第 42 条(道路の定義)

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4 メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 メートル。次項及び第 3 項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

5. 配置図において、建築基準法第 42 条の道路種別(種類)が異なる場合があります。必ず正しい道路種別(特に建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号道路)の確認と記載をしてください。

以上

※ センターよりお願い

未だに確認申請書、計画概要書等旧書式を利用されている方がいます。

新書式は当センターHPよりダウンロードをして利用してください。[こちら](#)

